

後期高齢者医療の被保険者証が新しくなります（8月1日～）

8月1日から「紫色の被保険者証」に変わります。7月下旬にお届けしますので8月1日以降は新しい被保険者証を病院や薬局などの窓口で提示してください。今お持ちの被保険者証（山吹色）は8月1日以降、ご自分で破棄くださるか、町民課⑤窓口へご返却ください。破棄の際は、お間違えのないようご注意ください。

○「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方へ

現在認定証をお持ちの方で、昨年度に引き続き令和3年度も住民税非課税世帯の方については、8月1日からの「限度額適用・標準負担額減額認定証」を被保険者証と一緒にお届けします。申請の必要はありません。

※非課税世帯から課税世帯に変わった方については同封されませんのでご注意ください。

○「限度額適用認定証」をお持ちの方へ

現在認定証をお持ちの方で、昨年度に引き続き令和3年度も現役Ⅰまたは現役Ⅱとなる方については、8月1日からの「限度額適用認定証」を被保険者証と一緒にお届けします。申請の必要はありません。

新型コロナウイルス感染症に関する制度について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方に対する救済制度が設けられています。いずれも申請が必要ですので、町民課⑤窓口へご相談ください。

○保険料減免制度

新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が以下の（1）、（2）のいずれかに該当する被保険者が対象

（1）死亡し又は重篤な傷病を負った世帯の被保険者

（2）事業収入等（事業、不動産、山林、給与の各収入）の減収が見込まれ①令和2年の10分の3以上の減収②令和2年合計所得金額が1,000万円以下③減少が見込まれる所得以外の令和2年所得合計額が400万円以下の全てに該当する世帯の被保険者

○傷病手当金

令和3年9月30日までの間で、新型コロナウイルス感染症に感染または発熱等の症状があり感染が疑われる場合において、労務に服することができず、給与等の全部または一部を受けることができない被保険者が対象

長期該当者認定の入院日数の算定について

入院時食事療養費では、低所得者Ⅱの認定を受けている期間において、過去1年間の入院日数が90日超の長期該当者の場合、標準負担額が減額されます。

長期該当認定の入院日数の算定については、前の保険の入院日数を合算できますので、詳しくは町民課⑤窓口にご相談ください。

交通事故などにあつたとき

交通事故など他人（第三者）の行為によって病気やけがをした場合でも、健康保険で医療を受けることができます。届出が必要ですので町民課⑤窓口にご相談ください。

【お問い合わせ先】

藤里町町民課 健康推進係 後期高齢者医療担当

☎79-2113

秋田県後期高齢者医療広域連合 業務課

☎018-853-7155